

現地動物救護本部等が行う被災ペット等の救護に対する支援に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人ペット災害対策推進協会（以下「本協会」という。）が本協会定款第4条第1項第2号に基づき、被災地の自治体及び地方獣医師会等によって構成される現地動物救護本部等（以下「現地本部等」という。）が行う被災動物救護活動に対する支援活動に関して必要な事項について定めることにより、適正かつ迅速な支援の確保を図るとともに、もって当該支援が広く公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(支援事業)

第2条 本協会は、現地本部等（現地本部が組織されていない場合は、被災地自治体又は地方獣医師会。以下、同じ。）又は環境省等からの要請に基づき、次の支援事業を行う。

- (1) 現地本部等に対する支援物資送付や人材派遣調整
- (2) 現地本部等の組織化や動物救護活動に対する支援
- (3) 国や都道府県等の関係行政機関、現地本部等及び動物救護に関係する協力団体等との連絡調整、活動に関する協力・支援
- (4) 現地本部等に代わって行う寄附金の募集
- (5) その他本協会の目的達成のために必要な事業として理事会が認めた事業

(支援の事前準備)

第3条 支援事業が災害発生時に迅速かつ効率的に行うことができるように、寄附金募集事務の代行に関する調整、支援物資の備蓄、各種リストの整備等については、必要に応じて事前に準備を進めておくこととする。

(報告)

第4条 本協会から支援を受けた現地本部等は、当該災害における動物救護事業の完了後、速やかに次の事項を記載した報告書を作成し、本協会に提出しなければならない。

- (1) 受けた支援の内容
- (2) 支援によって得られた効果

2 本協会は、現地本部等から報告書の提出があった場合は、現地本部等での被災動物救護活動の概要、本協会の支援状況を記載した報告書を速やかに作成し、本協会のホームページを利用して一般に公表しなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、環境省が策定した「人とペットの救護

対策ガイドラインの趣旨を踏まえて、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年8月15日から施行する。